

## 秋田市総合都市計画および秋田市国土利用計画の概要について

### 1 計画の目的と位置づけ

#### (1) 秋田市総合都市計画

- ・「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」であり、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの
- ・おおむね20年後を展望した「目指すべき都市の姿」を描き、その実現に向けた土地利用や都市施設の整備方針などを定めた「まちづくりの方針」

#### ○都市計画法（抄）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

#### (2) 秋田市国土利用計画

- ・本市の土地利用における基本計画
- ・農用地、森林、宅地等の利用区分に応じた規模の目標や、その目標を達成するために必要な事項等を定めるもので、総合的かつ計画的な土地利用を図るための指針

#### ○国土利用計画法（抄）

（市町村計画）

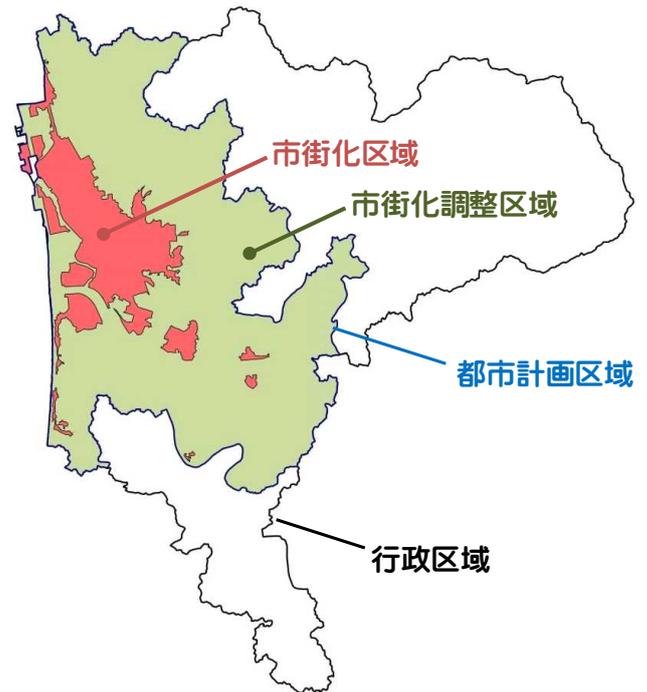
第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

## 2 計画の対象区域

- ・ 総合都市計画 主に都市計画区域を対象とする。
- ・ 国土利用計画 行政区域を対象とする。

<p><b>&lt;都市計画区域外&gt;</b> (行政区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積：49,170ha (54.2%)</li> <li>・ 人口：5,175人 (1.7%)</li> </ul>
<p><b>&lt;市街化調整区域&gt;</b> (都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積：33,851ha (37.4%)</li> <li>・ 人口：25,507人 (8.3%)</li> </ul>
<p><b>&lt;市街化区域&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積：7,586ha (8.4%)</li> <li>・ 人口：277,481人 (90.0%)</li> </ul>



- ▲ 区域別の面積および人口（市全域に対する率）  
 ※平成31年4月1日現在  
 ※行政区域面積：90,607ha  
 ※行政区域内人口：308,163人

### 都市計画区域：

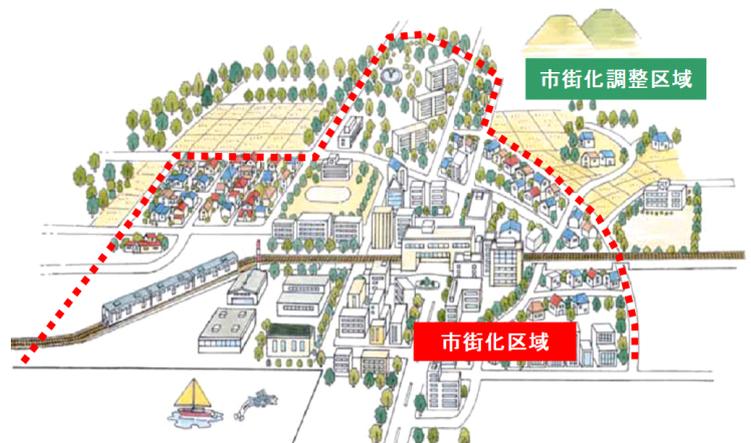
一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域

### 市街化区域：

すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を進める区域

### 市街化調整区域：

市街化を抑制し、農地や自然を保全していく区域



## 3 計画で定める事項

### (1) 秋田市総合都市計画

第6次総合都市計画では、都市計画運用指針（国土交通省）において例示されている事項等を踏まえ、次の事項について定めている。

#### ア まちづくりの理念、まちづくりの目標、将来都市構造

#### イ 全体構想

- ・・・土地利用、交通体系の整備、景観形成、その他都市施設の整備の方針等

#### ウ 地域別構想

- ・・・全体構想に基づき、地域の現況・課題、住民の意向等を踏まえたまちづくりの方向性

#### エ 実現化方策、評価・管理

## (2) 秋田市国土利用計画

国土利用計画（市町村計画）は、国土利用計画法施行令第1条の規定により、次の3つの事項について定めることとされている。

### ア 国土（市土）の利用に関する基本構想

- ・・・市土利用の基本方針及び利用区分別の市土利用の基本方向

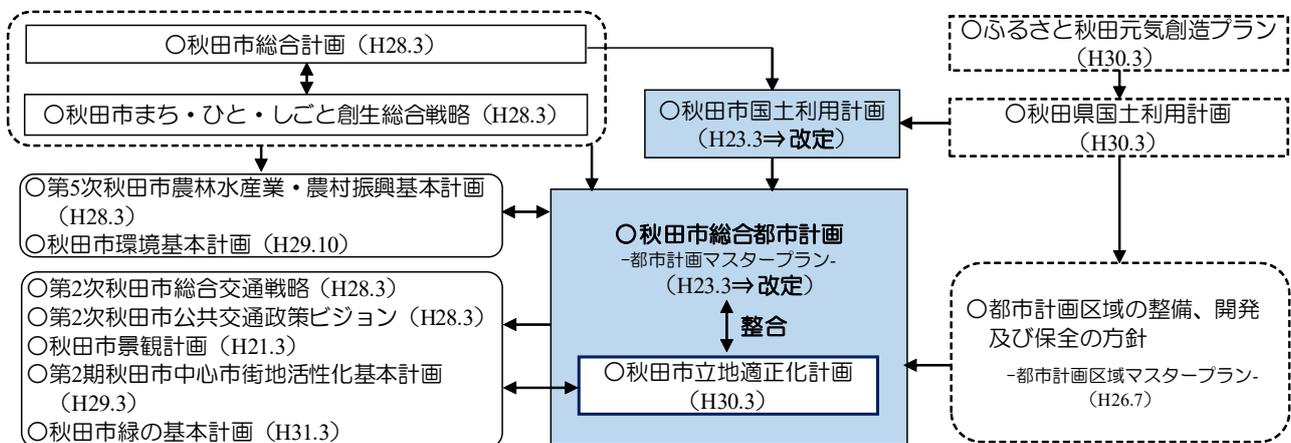
### イ 国土（市土）の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- ・・・農用地、森林、宅地等の地目区分及び市街地などの目標年次における面積や地域区分

### ウ イに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- ・・・市土の保全及び利用に関して行う施策

## 4 主な上位・関連計画



▲ 主な上位・関連計画

<計画名>	<策定年月>	<計画期間、目標年>
・第3期ふるさと秋田元気創造プラン	平成30年3月	平成34年度（期間）
・秋田県国土利用計画	平成30年3月	平成39年（目標）
・秋田都市計画区域マスタープラン	平成26年7月	平成42年（目標）
・第13次秋田市総合計画	平成28年3月	平成32年度（期間）
・秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略		
・第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画	平成28年3月	平成32年度（期間）
・秋田市環境基本計画	平成29年10月	平成39年度（期間）
・第4次秋田市地域福祉計画	平成31年3月	平成35年度（期間）
・第2期秋田市中心市街地活性化基本計画	平成29年3月	平成33年度（期間）
・秋田市立地適正化計画	平成30年3月	平成52年（目標）

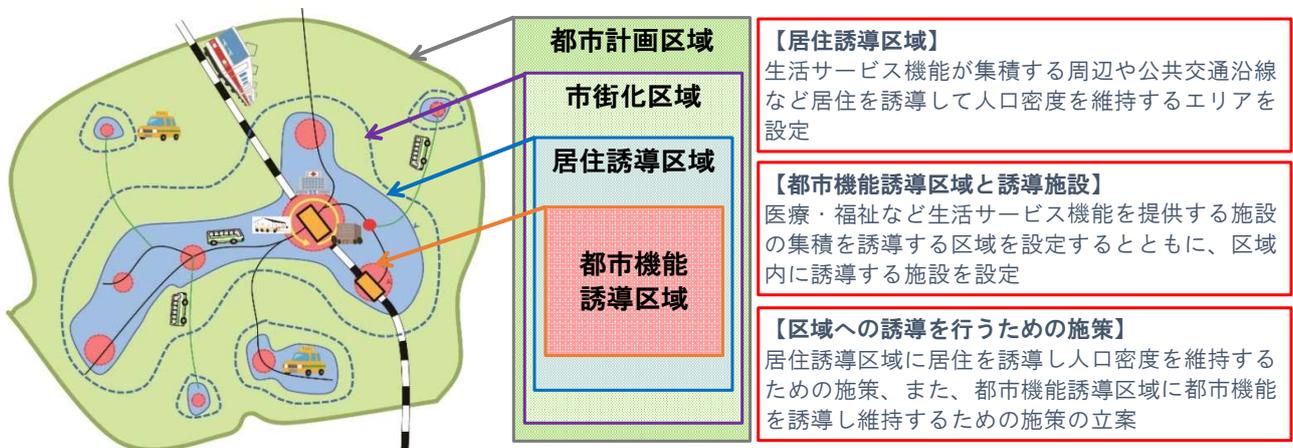
**【参考】秋田市立地適正化計画**

- ・ 居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン
- ・ 立地適正化計画は、第6次総合都市計画等で掲げる多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画として策定。
- ・ 次期総合都市計画の策定にあたり、両計画の整合を図る。

○都市再生特別措置法（抄）  
（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

- 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
  - 都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
  - 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
  - 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
    - イ～ハ (略)
  - 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
  - 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項
- 3～19 (略)



▲ 立地適正化計画の具体のイメージ

## 5 これまでの計画策定の変遷

### (1) 秋田市総合都市計画

- ・昭和32年に「第1次秋田市総合都市計画」を策定以来、おおむね10年に一度、計画の見直しを実施。
- ・第5次計画からは、将来的な人口減少を見据え、コンパクトシティ形成を目指す。
- ・平成17年の旧河辺町・旧雄和町との市町合併を踏まえ、第6次計画では、旧3市町が一体となった都市構造の形成を目指す。

計画	策定年	目標年	目標人口
1次	昭和32年3月 (1957年)	昭和48年 (1973年)	約25万人
2次	昭和40年3月 (1965年)	昭和60年 (1985年)	約30万人
3次	昭和56年9月 (1981年)	平成12年 (2000年)	約40万人
4次	平成3年8月 (1991年)	平成22年 (2010年)	約40万人
5次	平成13年3月 (2001年)	平成32年 (2020年)	約33万人
6次	平成23年3月 (2011年)	平成42年 (2030年)	約26万人
7次	令和3年3月 (2021年)	令和22年 (2040年)	—

- ・人口、経済の成長を見据えた計画的な市街地の形成
- ・市街地の無秩序な拡大の防止
- ・『人口増加を前提としたまちづくり』からの転換

#### ▲ 総合都市計画策定の変遷

※第7次計画の策定年月および目標年次は予定

### (2) 秋田市国土利用計画

- ・昭和61年に「第1次秋田市国土利用計画」を策定以来、上位・関連計画、関連法の改定や社会情勢の変化等に対応して、必要に応じ見直しを実施。
- ・第3次計画からは土地利用に関する関連計画として、総合都市計画と同時一体的に策定することにより、その整合を図り、類似した作業や方針決定等を一括して実施。

計画	策定年	計画期間
1次	昭和61年3月(1986年)	平成7年(1995年)
2次	平成10年3月(1998年)	平成22年(2010年)
3次	平成23年3月(2011年)	平成32年(2020年)
4次	令和3年3月(2021年)	令和12年(2030年)

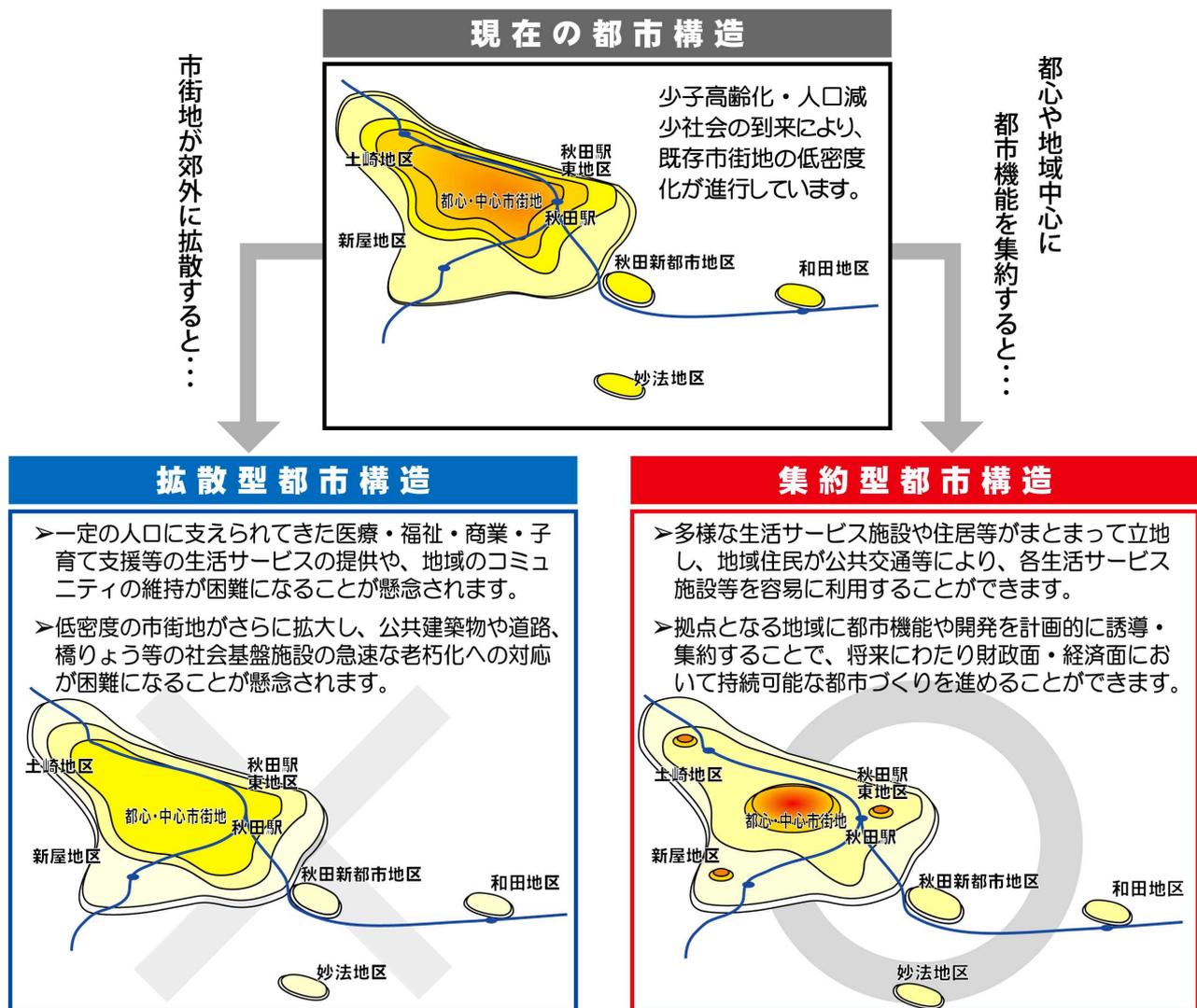
#### ▲ 国土利用計画策定の変遷

※第4次計画の策定年月および計画期間は予定

## 6 現計画の概要

### (1) 第6次秋田市総合都市計画

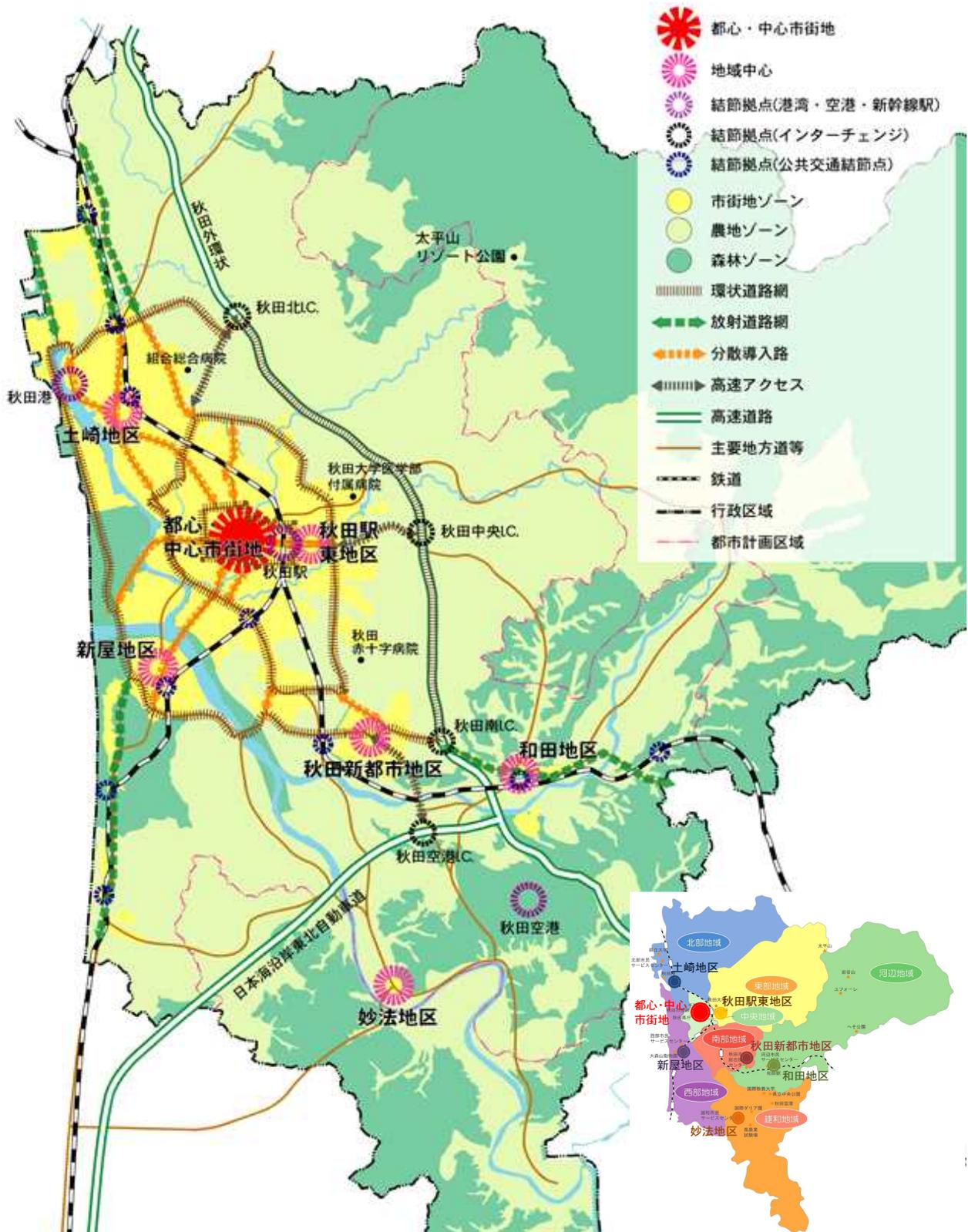
- ・ 少子高齢化・人口減少を見据え、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、さらに、財政面および経済面において持続可能な都市を目指し、多様な生活サービス施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする地域住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設等を容易に利用できるよう、「都心・中心市街地」と6つの「地域中心」を核にした多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を将来都市構造として掲げる。
- ・ 市町合併による、土地利用の規制内容が異なる「旧秋田都市計画区域（線引き）」と「旧河辺都市計画区域（非線引き）」を統合し、区域区分制度により、無秩序な都市の拡大を防止する旨方針を位置づける。



▲ 本市が目指す多核集約型都市構造のイメージ

### 区域区分（線引き）：

都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めること



▲ 第6次秋田市総合都市計画における将来都市構造図

都心・中心市街地・・・中心市街地を含む秋田駅から山王地区  
 各地域中心・・・・・・・・・東部：秋田駅東地区 西部：新屋地区、  
 南部：秋田新都市地区 北部：土崎地区、  
 河辺：和田地区 雄和：妙法地区

(2) 第3次秋田市国土利用計画

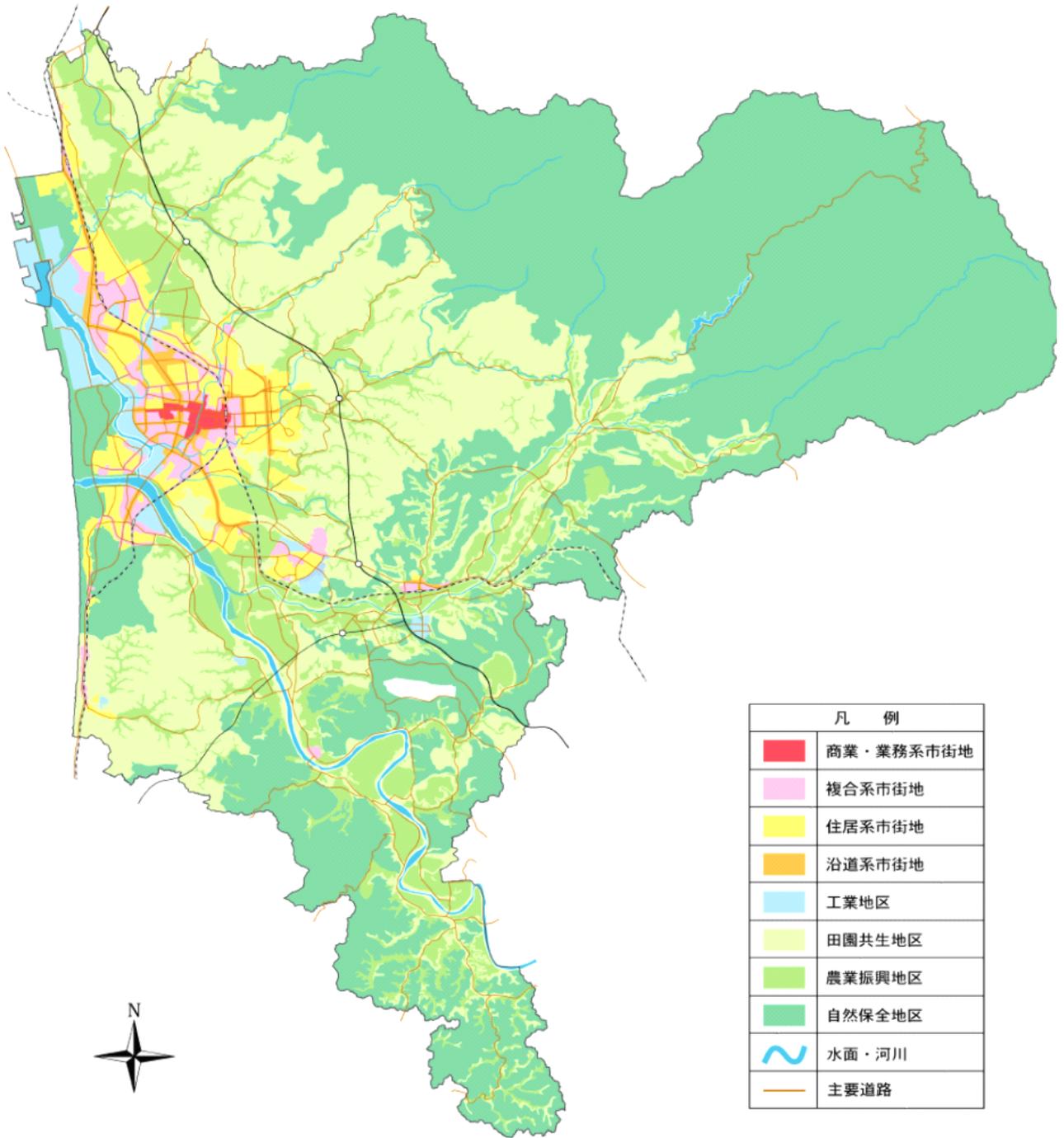
- 健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを目的に、農用地、森林、宅地等地目区分ごとにあるべき面積の目標を示し、その目標を達成するための措置を定めた土地利用方針
- 市民をはじめとする多様な主体との協働のもと、暮らしの質の維持と向上、産業の維持と育成、豊かな自然環境の保全活用を図りながら、それぞれの機能が調和した「持続可能な都市」の形成に向けた土地利用の展開を目指す。

(上段：ha、下段：構成比)

	平成19年 (2007年) 基準年	平成32年 (2020年) 目標年	基準年と 目標年の 比較	平成42年 (2030年) 参考年	基準年と 参考年の 比較
農用地	9,675 10.7%	9,605 10.6%	▲70 ▲0.7%	9,580 10.6%	▲95 ▲1.0%
田	8,590 9.5%	8,543 9.4%	▲47 ▲0.5%	8,525 9.4%	▲65 ▲0.8%
畑	723 0.8%	700 0.8%	▲23 ▲3.2%	693 0.8%	▲30 ▲4.1%
採草放牧地	362 0.4%	362 0.4%	0 0%	362 0.4%	0 0%
森林	62,591 69.1%	62,467 69.0%	▲124 ▲0.2%	62,453 69.0%	▲138 ▲0.2%
原野	63 0.1%	61 0.1%	▲2 ▲3.2%	61 0.1%	▲2 ▲3.2%
水面・河川・水路	3,539 3.9%	3,545 3.9%	6 0.2%	3,548 3.9%	9 0.3%
道路	3,338 3.7%	3,551 3.9%	213 6.4%	3,606 4.0%	268 8.0%
宅地	5,765 6.4%	5,862 6.5%	97 1.7%	5,910 6.5%	145 2.5%
住宅地	3,289 3.6%	3,349 3.7%	60 1.8%	3,372 3.7%	83 2.5%
工業用地	388 0.4%	447 0.5%	59 15.2%	468 0.5%	80 20.6%
その他の宅地	2,088 2.3%	2,066 2.3%	▲22 ▲1.1%	2,071 2.3%	▲17 ▲0.8%
その他	5,596 6.2%	5,476 6.0%	▲120 ▲2.1%	5,409 6.0%	▲187 ▲3.3%
計	90,567 100.0%	90,567 100.0%	0 0.0%	90,567 100.0%	0 0.0%
うち市街地	5,360 5.9%	5,320 5.9%	▲40 ▲0.7%	4,280 4.7%	▲1,080 ▲20.1%

- 注) 1. 道路は、一般道路、農道および林道である。  
 2. 市街地とは、国勢調査における人口密度の高い地区(人口集中地区)である。  
 3. 面積および構成比については、端数処理しているため、計が一致しないことがある。

▲ 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標(第3次秋田市国土利用計画)



▲ 第3次秋田市国土利用計画における土地利用構想図